

平成21年1月30日

平成19事業年度決算における剰余金の取扱いについて

筑波大学理事・副学長(財務担当)  
田 中 敏

本学は、平成20年12月16日付けで文部科学大臣より、平成19事業年度決算における当期総利益19億2,279万円のうち7億9,266万円が、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第3項に規定する剰余金として承認されました。

これを受けて、当期総利益のうち11億3,013万円を積立金とし、今回承認された剰余金を目的積立金として整理しました。

当該目的積立金は、従前からの方針に従い、別紙のとおり「教育研究環境等整備積立金」7億7,797万円と「病院再開発・運営改善等積立金」1,469万円とに区分した上で、全て目的積立金のまま翌年度(平成21年度)に繰り越し、本学の教育研究の充実や病院再開発等に充てることとします。

本学としては、今回承認された目的積立金を有効に活用するとともに、教育研究の充実・発展のため、自立的・戦略的な運営の実現を目指し、より一層の財政上の見直しや外部資金の獲得等に向けて努力してまいります。

## 別 紙

### 利益の処分に関する書類

(平成21年1月30日)

(単位：円)

I	当期末処分利益			1,922,791,196
	当期総利益	1,922,791,196		
II	利益処分量			
	積立金	1,130,127,191		
	国立大学法人法第35条において準用する独立行政 法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承 認を受けた額			
	教育研究環境等整備積立金	777,968,485		
	病院再開発・運営改善等積立金	14,695,520	792,664,005	1,922,791,196